

投資協定仲裁におけるリーガルサービス

投資家対国の紛争解決制度 (Investor - State Dispute Settlement: ISDS) は、投資受入国の投資関連協定等違反を理由として、投資家 (事業者) が、自らの判断で投資受入国に対して国際仲裁等を申し立てることができる制度です。ISDSは、海外における事業展開で生じた法的課題の解決手段として日本企業による利活用の実績もあるほか、諸外国でも積極的に活用されております。また、国際仲裁等には至らなくとも、投資受入国との関係で、さまざまな課題に直面する投資家の交渉力を強化する手段として戦略的に活用されております。

当事務所では、経済連携協定の投資章、投資協定、エネルギー憲章条約の立案・交渉やこれらの協定を活用した紛争解決に関与する等、ISDSについて造詣の深い弁護士を多数擁し、WTOや国際仲裁・調停を含む国際経済紛争解決分野において第一線で活躍する弁護士もメンバーとする強力なISDSプラクティスチームを有しております。

また、米国およびEU等の投資協定仲裁先進国の法律事務所とのネットワークをいかし、日本企業や日本政府のISDSの利活用・対策を手厚くサポートしております。

講師



ラーズ・マーケルト

パートナー

l.markert@nishimura.com

+81-3-6250-6856

国際紛争・契約交渉から内部調査・コンプライアンスまで、幅広い業種や問題に関してアドバイス。特に、ライフサイエンス、自動車およびエネルギー業界におけるポストM&Aや事業、製造、建設、販売から派生する事項に関する問題について豊富な実績を有する。また、政府に関わる案件にも従事しており、海外投資家や主権国家に対し、対外直接投資やこれに関連する交渉および国際公法や投資家対国家紛争に関する問題についても幅広い経験を有する。これまで50件を超える国際仲裁事件において、代理人あるいは仲裁人として関与しており、取り扱った仲裁規則は、DIS、ICC、Swiss Chambers、NAI、ICDR、KCAB、JCAA、SIAC、ICSIDのような仲裁機関の規則や UNCITRAL 仲裁規則など、多岐に亘る。

*外国法共同事業を営むものではありません。



富松 由希子

カウンセラー

y.tomimatsu@nishimura.com

+81-3-6250-6565

国際投資法のほか、投資家対国家の紛争解決手続 (ISDS)、国際商事仲裁等各種争訟手続および実務に精通。米国法律事務所の客員弁護士や政府内弁護士としての国際経済紛争対応の経験もいかしつつ、国際取引や外国での事業展開における経済的紛争の予防に関するアドバイスを行うほか、企業が現地で解決すべき課題 (特に、投資受入国が関与する内外差別的措置、収用、不当な待遇等により経済的損失を被ったまたは被るおそれがあるもの、および、契約に関する問題) に直面した場合には、クライアントが抱える個別事情を踏まえつつ、紛争の抜本的解決に向けて対応している。国際投資法や国際仲裁に関する著作やセミナー (学会発表を含む) が多数ある。

関連執筆・セミナー

- [ウォッカ商標に対する投資仲裁判断の強制執行—新たな展開を見せたYukos v. Russia](#)
(共著:石戸信平、富松由希子、川崎勝暉ほか | N&Aニューズレター2023年1月20日号)
- [投資仲裁と立証活動—最新の実務的考察を踏まえて](#) (富松由希子著、NBL No.1234 | 2023年1月15日号)
- [ICSID Rules and Regulations 2022, Chapter VIII, “Suspension, Settlement and Discontinuance](#)
(Lars Markert 著、Beck/Hart/Nomos Publishing、2022年11月)
2022年7月に施行された改正ICSID仲裁規則等の最新かつ網羅的な逐条解説であり、マーケルト弁護士の担当チャプターはICSID仲裁手続きの停止、和解および中止に関する仲裁規則等を解説
- [投資関連協定とは何か—混乱期を乗り越えるグローバルビジネス戦略としての活用可能性](#)
(富松由希子著、NBL No. 1226 | 2022年9月15日号)
- [エネルギー憲章条約近代化交渉の実質合意](#)
(共著:ラース・マーケルト、富松由希子 | N&Aニューズレター 2022年8月26日号)
- [EU域内の投資家と国家間の仲裁に関する最近の動向](#) (共著:ラース・マーケルト | N&Aニューズレター 2022年8月12日号)
- [ICSID仲裁規則の改正](#) (共著:ラース・マーケルト | N&Aニューズレター2022年7月6日号)
- [メキシコにおける投資保護](#) (共著:ラース・マーケルト | N&Aニューズレター2022年5月24日号)
- [ロシアにおける投資の保護](#) (共著:ラース・マーケルト | N&Aニューズレター2022年3月22日号)
- [ミャンマーにおける投資保護](#) (共著:ラース・マーケルト | N&Aニューズレター2022年1月6日号)
- [セミナー:投資仲裁ウェビナーシリーズ\(全4回\)](#)(2021年)



International Arbitration
Law Firm of the Year

at ALB Japan Law Awards 2022



Japan's first and only
GAR 100-listed firm

from 11th edition (2018) – 15th edition (2022)



Nishimura & Asahi

Leading Firm

Arbitration (International)
Asia-Pacific Region

Chambers Asia-Pacific 2023

“
They are familiar with cross-border arbitration and have expert knowledge necessary for handling complicated cross-jurisdictional dispute cases.

”

Arbitration (International)
Asia-Pacific Region *Chambers Asia-Pacific 2023*

お問い合わせ

西村あさひ法律事務所

〒100-8124

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー

+81-3-6250-6200

www.nishimura.com